

2016 DISCLOSURE



信用組合岡山商銀

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、信用組合岡山商銀を、お引き立てを賜りまして、心から感謝申し上げます。

ここに平成 27 年度の事業内容・平成 28 年度の経営方針を取りまとめたディスクロージャー誌を制作致しましたので、ご高覧を賜り、当組合の現況をより深くご理解いただき、安心して当組合をご利用いただくうえで、お役立ていただければ幸いに存じます。

さて、平成 27 年度の国内経済は、政府の推し進める経済財政政策等により景気は緩やかな回復基調で推移してきましたが、年度後半以降、原油価格の急落や中国経済の減速などから景気は一進一退の状況となりました。地方経済は、少子高齢化の進展、人口減少、人手不足の顕在化等により、一層厳しさを増しており、中小企業・小規模事業者の業況は、厳しい状況が続いています。

今後は、政府の経済政策等の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、堅調な民需に支えられた緩やかな景気回復が期待されますが、マイナス金利の浸透による貸出金利競争の更なる激化、市場金利の低下基調の影響など、当組合の経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

こうした中、当組合では、引き続き、中小零細企業者や勤労者の資金繰りや経営・生活再建を支援するため、資金供給をはじめ、経営相談等のコンサルティング機能を十分に発揮し、組合員の皆さまへの支援に取り組んでまいります。また、本業による収益補完のため、役務収益等の適正な収益確保により、経営基盤の一層の強化に努めます。

信用組合岡山商銀としての使命・役割を果たし、皆さまとともに成長できますよう、職員一同誠心誠意、努力してまいりますので、今後とも、格段のご支援ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



平成 28 年 7 月

信用組合岡山商銀

理事長 **山本 龍雄**

— 事業方針 —

経営理念

協同組織金融機関として社会的責任を果たして行くため
組合創立の理念に立脚した事業運営に徹するとともに
相互扶助の精神にのっとり金融の実践活動を通じて
地域の組合員等の発展に寄与する

経営方針

1. 中小零細事業者の金融の円滑化に寄与する
2. 個人の金融の円滑化に寄与する
3. 組合員の経済的地位の向上に資する
4. 地域社会の発展に貢献する

— 当組合のあゆみ（沿革） —

昭和 37 年	8 月	信用組合岡山商銀設立、岡山市野田屋町 105 番地に本店を開設
昭和 39 年	1 月	本店を岡山市上石井 15 番地に移転
昭和 44 年	8 月	本店を岡山市野田屋町二丁目 6-3-101 に移転
昭和 46 年	3 月	倉敷支店を倉敷市神田一丁目 1-11 に開設
昭和 57 年	9 月	本店を岡山市野田二丁目 7-9 に新築移転
平成 元年	6 月	倉敷支店を倉敷市神田二丁目 2-37 に新築移転
平成 13 年	10 月	営業地域の拡大（鳥取・香川県一円）
平成 18 年	9 月	本店におまとめローン相談センターを増設
平成 21 年	1 月	S K C センターに加盟
平成 24 年	8 月	創立 50 周年

— 当組合の概要 —（平成 28 年 3 月 31 日現在）

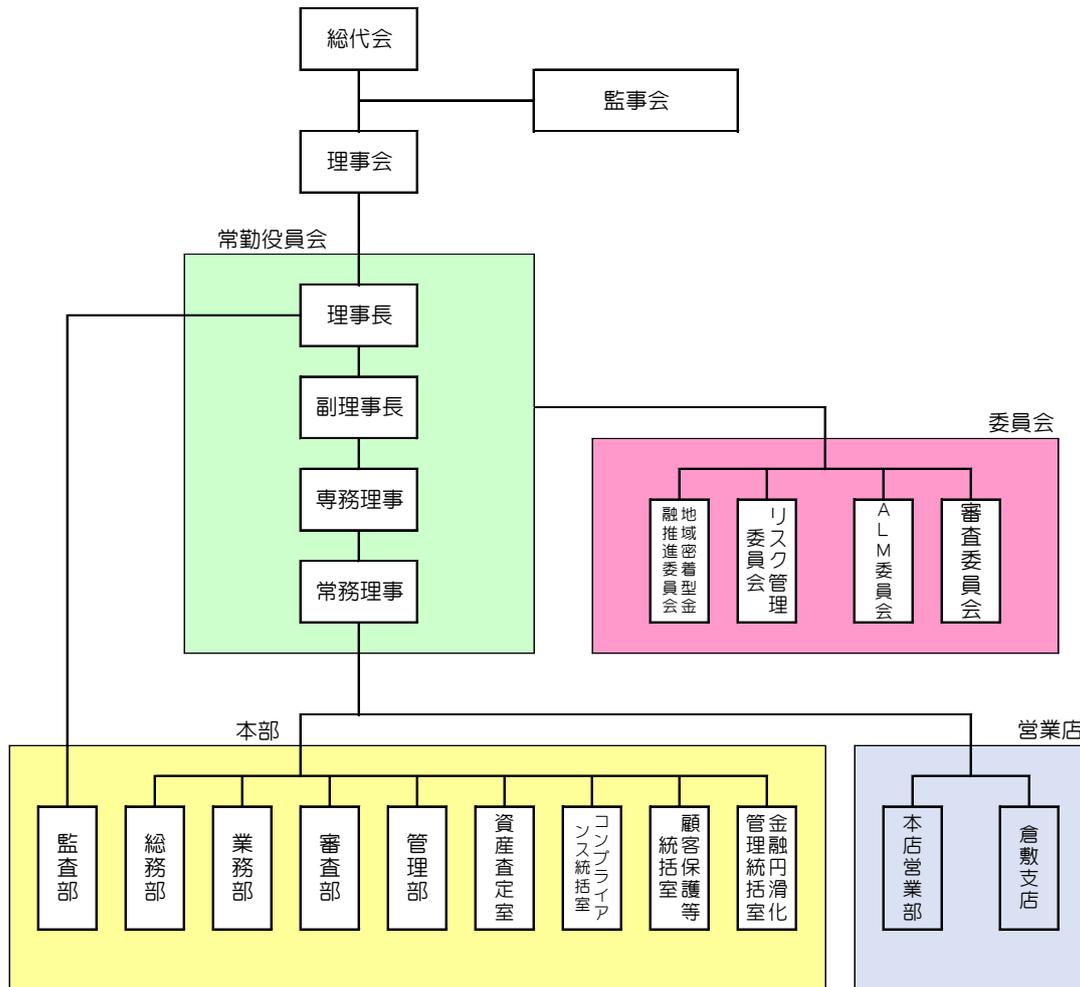
設 立	昭和 37 年 8 月
預 金	257 億 82 百万円
貸 出 金	112 億 46 百万円
出 資 金	10 億 49 百万円
組 合 員 数	7,438 名
役 職 員 数	33 名
営 業 区 域	岡山県、鳥取県、香川県

— 店舗一覧 —

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

事務所の名称	所 在 地	電話番号	A T M
本 店	〒700-0971 岡山市北区野田二丁目 7 番 9 号	086-241-8181	1 台
倉敷支店	〒712-8061 倉敷市神田二丁目 2 番 37 号	086-448-8884	1 台

— 事業の組織 —



— 役員一覧 —

(平成 28 年 6 月 24 日現在)

理事長	山本 龍雄	理事	金子 正守	理事	魏 吉夫
副理事長	相川 昌木	理事	中村 為男	理事	林 永信
専務理事	難波 和正	理事	金光 英雄	監事	神農 健一
常務理事	藤谷 明仁	理事	田中 孝和	監事	山本 浩
理事	三木 恒雄	理事	玉川 海潤	員外監事	吉井 利幸
理事	金 昌男	理事	岩本 憲明		
理事	徐 守根	理事	吉田 清志		

※当組合は、職員出身者以外の理事 12 名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

— 平成 27 年度の理事会・総代会の状況 —

平成 27 年 4 月 25 日	第 54 期 第 1 回理事会	開催
平成 27 年 5 月 22 日	第 54 期 第 2 回理事会	開催
平成 27 年 6 月 19 日	第 53 期 通常総代会	開催
平成 27 年 6 月 19 日	第 54 期 第 3 回理事会	開催
平成 27 年 7 月 17 日	第 54 期 第 4 回理事会	開催
平成 27 年 10 月 23 日	第 54 期 第 5 回理事会	開催
平成 28 年 1 月 27 日	第 54 期 第 6 回理事会	開催

— 役員員の状況 —

役員数 (単位：人)			職員数 (単位：人)		
区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
理事 (うち非常勤)	17(13)	16(12)	男 子	20	20
監事 (うち非常勤)	2(2)	3(3)	女 子	9	9
合計 (うち非常勤)	19(15)	19(15)	合 計	29	29

※定款に定める理事数 10 名以上 18 名以内

※定款に定める監事数 2 名以上 3 名以内

— 組合員の推移 —

(単位：人)		
区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
個 人	6,837	7,044
法 人	389	394
合 計	7,226	7,438

— 出資金の推移 —

(単位：千円)			
区 分		平成 26 年度	平成 27 年度
普通出資	個 人	371,801	437,010
	法 人	371,870	462,634
優先出資	法 人	—	150,000
合 計		743,671	1,049,644

— 当組合の子会社 —

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 4 条の 2 (信用協同組合の子会社の範囲等) に規定する子会社を有しておりません。

一 信用組合・総代会制度について 一

1. 信用組合について

信用組合とは、協同組合組織による、組合員の相互扶助と地域・業域・職域密着を理念とした金融機関です。当組合は地域信用組合として地域での金融の円滑化や経済的地位の向上に資すること等を基本理念としています。

2. 組合員資格について

組合員資格は、中小企業等協同組合法および定款により次のように定められています。加入資格のある方はいつでも、当組合の承認を得て組合員となることができます。

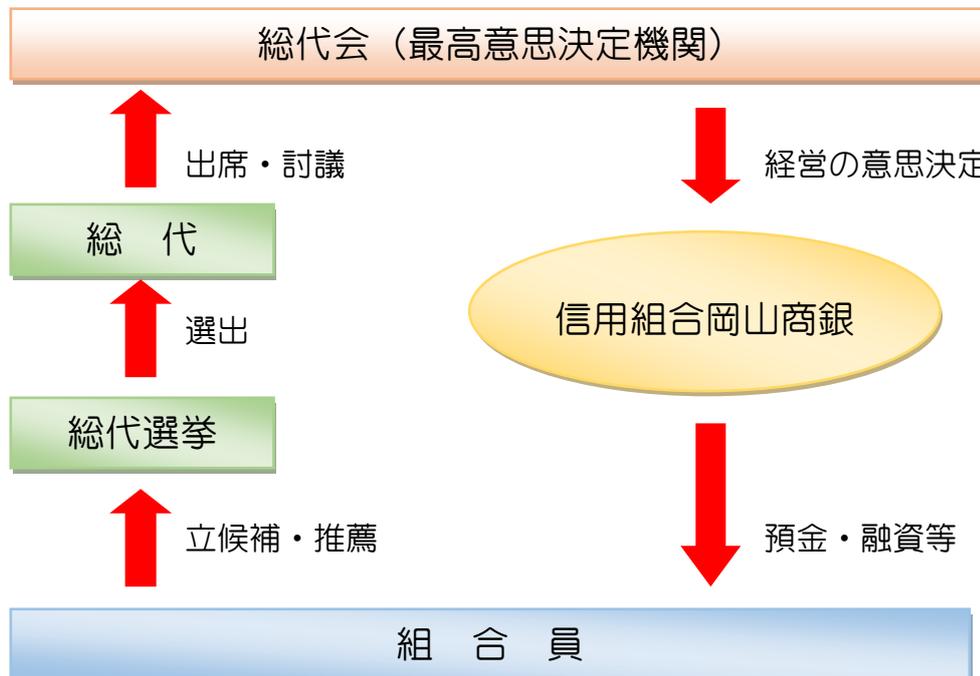
- (1) 当組合の営業地域にお住まいの個人の方
- (2) 当組合の営業地域にお勤めの個人の方
- (3) 当組合の営業地域に事業所をお持ちの法人・個人事業主の方

なお、法人の場合には、一定の資本金・従業員数等の制限がございますので、詳しくは当組合窓口にてお尋ねください。

3. 総代会制度について

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する最高議決機関である「総会」が設けられています。しかし、組合員の総数が法定数（200人）を超える場合には、総会に代わる「総代会」を設けることが認められており、当組合においても総代会制度を採用しております。

総代会での主な議決事項は、①定款の変更、②組合の解散・合併、③事業の譲と・譲受、④組合員の除名、⑤理事・監事の選任及び解任等であり、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。



総代の選挙方法

(平成 28 年 6 月 24 日現在)

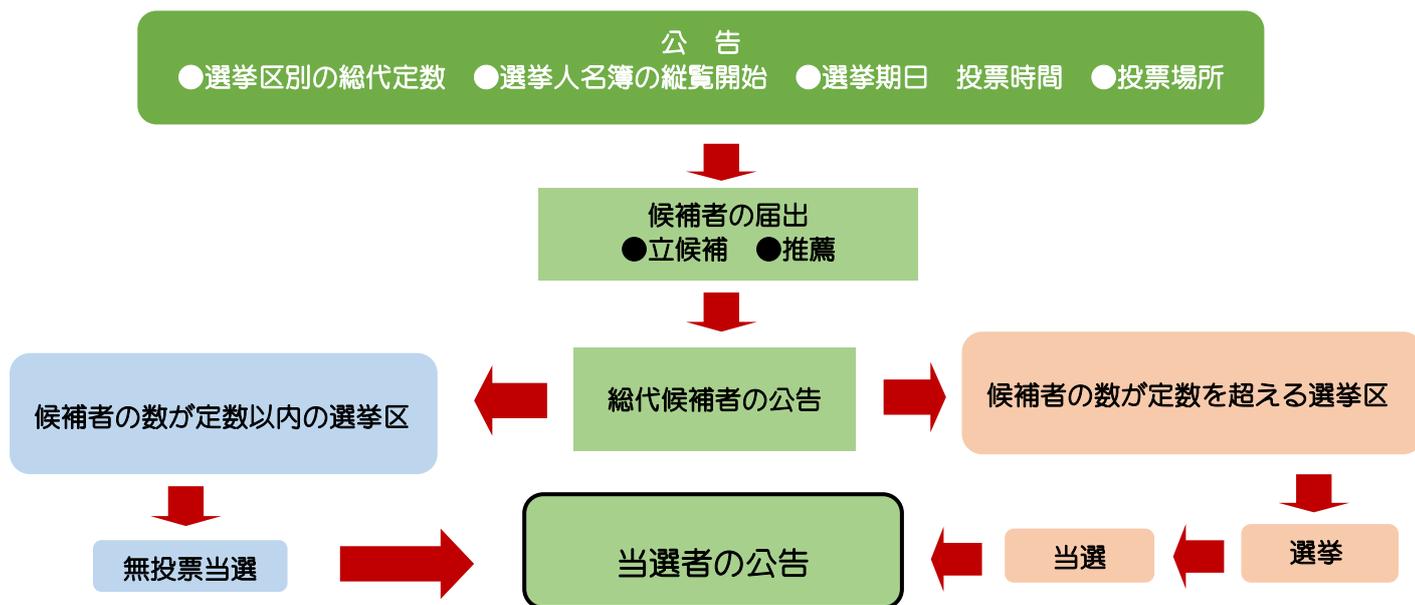
1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は 3 年です。
- 総代の定数は 100 人以上 110 人以内です。
なお、現在の総代数は 110 人です。

選挙区	総代定数	総代数
岡山地区	68 名	68 名
倉敷地区	42 名	42 名
合 計	110 名	110 名

2. 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、地区毎に自ら立候補した方もしくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出します。なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として選挙は行っておりません。



— 総代氏名 — (平成 28 年 6 月 24 日現在 順不同 敬称略)

【岡山地区】

河村修治⑤ 柳田昌幸⑤ 金井宗植⑤ 金家正一⑤ 金島 剛⑤ 星川重極⑤ 山本国夫⑤
 菊田正夫⑤ 西山健一⑤ 金子準一⑤ 魏 吉夫⑤ 大森寿男⑤ 孔 錫亨⑤ 松山仙一⑤
 中村燦錫⑤ 尹 相根⑤ 金尾清次⑤ 国本桓生⑤ 岩本国志⑤ 徳川泰雄⑤ 平田正雄⑤
 金 昌男⑤ 岩本憲明⑤ 佐野 晃⑤ 大山忠男⑤ 鈴川高年⑤ 近藤正夫⑤ 中村為男⑤
 菊田幸吉⑤ 朴新太郎⑤ 山本龍雄⑤ 相川昌木⑤ 田中孝和⑤ 長谷川久路志⑤
 玉川海潤⑤ 菊田義公⑤ 高山直幸⑤ 玉川幸夫⑤ 安東 太⑥ 上田安雄④ 根本敏滋④
 山本政守④ 新井雅史④ 佐藤義明④ 金平 仁④ 谷 好文③ 林 永信③ 橘 洋一③
 金村泰河③ 西山宗治② 三井武志② 朝本玄龍② 菊田幸治① 李 生美① 趙 龍濟①
 福田浩明① 三井浩一① 三井和之① 桑修一郎① 玉山真敏① 竹内 潔① 柳田和孝①
 安本 潤① 高塚浩史① 吉岡和寛① 木村宏明① 佐野秀明① 岡田裕二郎①

【倉敷地区】

玉山広男⑤ 金本 実⑤ 金本光二⑤ 夏川雅崇⑤ 玉山永星⑤ 山岡孝元⑥ 徳永良漢⑥
 山本 浩⑥ 金村慶司⑥ 山田俊熙⑥ 金子正守⑥ 沢田清文⑥ 成田和彦⑥ 金光英雄⑥
 大山優一⑥ 光本武夫⑥ 大原光寿⑥ 金岡健太郎⑥ 藤谷明仁④ 神農健一④ 吉田清志④
 中山節雄③ 山本大成③ 林 鐘哲③ 山田克浩③ 難波和正② 利川裕司② 山本秀浩②
 新山弘光② 大原信寿② 岩城 守② 大原厚志① 眞壁 榮① 梅田太成① 佐山公明①
 山本龍福① 大羅勢成① 金光正義① 金子 篤① 金沢竜志① 田中 正① 井之口和也①

※氏名のあとの数字は就任回数を表示しており、5 回以上の方は⑥と表示しています。

— 第54期 通常総代会の議決事項 —

平成28年6月24日（金）、第54期通常総代会が開催され、次の事項が原案どおり承認可決されました。

（総代数 110名、出席総代数 93名、うち委任状によるもの 17名）

【報告事項】

第54期事業報告の件

【決議事項】

第1号議案 第54期 計算書類承認の件

第2号議案 第54期 損失処理案承認の件

第3号議案 第55期 事業計画並びに収支予算案承認の件

第4号議案 役員選任規約一部変更の件



— 役員等の報酬体系 —

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	44,722	50,000
監事	—	—
合計	44,722	50,000

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式第 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事 4 名です。
3. 使用人兼務理事は該当ありません。
4. 上記以外に支払った役員賞与金は該当ありません。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 69 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 23 号) 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成 27 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、平成 27 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

— 主要な事業の内容 —

A. 預金業務
当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
B. 貸出業務
(1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。 (2) 手形の割引 商業手形の割引を取扱っております。
C. 商品有価証券売買業務
取扱っておりません。
D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
E. でんさいサービス
手形・振込に代わる新しい資金決済サービスを平成 25 年 2 月より開始しております。窓口でお申込頂けます。
F. 内国為替業務
送金、振込及び代金取立等を取扱っております。
G. 外国為替業務
取扱っておりません。
H. 社債受託及び登録業務
取扱っておりません。
I. 金融先物取引等の受託等業務
取扱っておりません。
J. 附帯業務
(1) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務 (2) 債務の保証業務 (3) 地方公共団体の公金取扱業務 (4) 株式払込金の受入代理業務 (5) 両替業務

— ご預金のご案内 —

地域の皆さまの資産形成にお役立て出来るよう、下記商品の取扱を行っております。また、期間限定で定期預金・定期積金のキャンペーンも行っておりますので、お気軽に店頭へお問い合わせまたは、ホームページをご覧ください。

商品名	商品内容と特色	期 間	お預け入れ金額
当座預金	商取引を円滑にする手形・小切手のための事業用決済口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与、配当金、年金の自動受け取りや公共料金等の各種口座振替にご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、「貯める・支払う・受け取る・借りる」の4つの機能を備えた便利な口座です。	普通預金： 出し入れ自由 定期預金： 6か月以上	普通預金： 1円以上 定期預金： 5万円以上
決済用普通預金	全額保護対象の無利息型普通預金です。性質は従来の普通預金と変わりません。	出し入れ自由	1円以上
決済用総合口座	全額保護対象の無利息型総合口座です。性質は従来の総合口座と変わりません。※セットされる定期預金は「全額保護」の対象外です。	普通預金： 出し入れ自由 定期預金： 6か月以上	普通預金： 1円以上 定期預金： 5万円以上
貯蓄預金	預入残高に応じて金額階層別に金利が適用され、1か月複利の運用で普通預金より有利な商品です。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金	計画的な納税資金にご利用ください。利息は非課税扱いです。	入金：自由 出金：納税時	1円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な預金です。1年据置後なら、1か月前までに期日を指定することにより、ご自由にお引き出しができます。	据置期間：1年 最長預入期間： 3年	1,000円以上 300万円未満
自由金利型定期預金	大口資金の運用に最も適した高利回りの商品です。金利は市場金利を参考に決定され、有利な運用ができます。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	まとまったお金を確実に増やす預金です。金利は市場金利を参考に決定されます。	1か月以上 5年以内	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期 300			300万円以上 1,000万円未満
定期積金	将来の生活設計に合わせて掛金、期間が決められます。無理なく計画的に貯蓄ができる商品です。	6か月以上 5年以内	月額 10,000円以上をお勧めしております。

— ご融資のご案内 —

個人の皆さまのニーズに沿うようカーライフローンや奨学ローン等の様々な商品をご用意しております。また、中小企業・個人事業主の方の円滑な事業運営をサポートさせて頂くため、ビジネスローン等の商品もご用意しております。詳細については、お気軽に店頭へお問い合わせ下さい。

	商品名	商品内容と特色	ご融資金額	ご融資利率 (%)	ご融資期間	
個人向け	フリーローン	お使いみちはご自由です。	10万円以上 300万円以内	8.7	7年以内	
	フリーローン チョイス	お使いみちはご自由です。	10万円以上 1,000万円以内	3.5~14.0	10年以内	
	カードローン アラカルト	お使いみちはご自由です。	300万円以内	6.0~13.0	1年更新	
	カードローン ステップ	お使いみちはご自由です。	50万円以内	11.5	3年更新	
	奨学ローン	進学・在学等教育に必要な資金、教育に関する借換資金にご利用ください。	10万円以上 500万円以内	2.45~3.15	10年以内	
	教育ローン チャンス	進学・在学等教育に必要な資金、その他仕送資金にご利用ください。	500万円以内	3.8	最長 100ヶ月	
	カーライフローン	車輛等の購入資金、借換資金、車検・修理資金にご利用ください。	10万円以上 1,000万円以内	2.45~2.95	10年以内	
	リフォームローン	リフォーム資金、借換資金また家屋解体資金にご利用ください。	10万円以上 500万円以内	3.3~4.1	10年以内	
	上記商品は全国しんくみ保証㈱の保証付商品です。 当組合ホームページより、お申込を受け付けております。					
	おまとめローン	債務を集約し、毎月の返済をゆとりのある返済に借り換えができるローンです。	500万円以内	10.0~13.0	5~10年以内	
住宅総合ローン	住宅の購入・新增改築、用地の購入から住宅のリフォーム等、住宅に関連する資金としてご利用いただけます。担保と保証人が1名必要です。	200万円以上 2,000万円以内	3.5~6.5	20年以内		
不動産担保ローン (個人用)	お使いみちはご自由です。担保が必要です。	200万円以上 1,000万円以内	8.5	10年以内		
アパートローン	アパート等の購入資金にご利用ください。事業者の方もご利用頂けます。	200万円以上 2億円以内	3.5	30年以内		
事業者向け	事業活性化ローン	事業性資金としてご利用ください。保証人が1名必要です。	10万円以上 500万円以内	5.5~7.5	5年以内	
	不動産担保ローン (事業者用)	運転・設備資金としてご利用ください。担保と保証人が1名必要です。	300万円以上 1,000万円以内	5.5	10年以内	
	事業者カードローン	運転・設備資金としてご利用ください。保証人が2名必要です。	10万円以上 500万円以内	8.9	2年以内	
	スモール ビジネスローン	事業性資金としてご利用ください。担保・保証人は不要です。	50万円以上 300万円以内	7.0~12.0	5年以内	
	ビジネスローン	事業性資金としてご利用ください。保証人は代表者の方となります。	50万円以上 500万円以内	7.0	5年以内	

ー 各種サービス ー



「しんくみお得ねっと」の表示のある信用組合間で、平日 8:45～18:00、土曜日 9:00～14:00 の間、ATM での出金手数料が無料となります。



『しょうぎんのキャッシュカード』で全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドーに設置されているセブン銀行 ATM を利用して「お引出」「お預入」「残高照会」がご利用いただけます。
※ATM が設置されていない店舗もあります。



『しょうぎんのキャッシュカード』で全国のゆうちょ銀行 ATM を利用して「お引出」「お預入」「残高照会」がご利用いただけます。



『しょうぎんのキャッシュカード』で全国各地の相互入金業務提携金融機関 ATM を利用して「お預入」がご利用いただけます。
また、当組合 ATM を利用して提携金融機関キャッシュカードで「お預入」がご利用いただけます。

全国キャッシュサービス
(MICS)

『しょうぎんのキャッシュカード』で都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫の8業態を結ぶATMネットワークを利用して、「お引出」「振込」「残高照会」がご利用いただけます。



『しょうぎんのキャッシュカード』で JR 東日本の駅の『VIEWALTE (ビューアルッテ)』において「お引出」がご利用いただけます。

公金・公共料金収納

岡山県、岡山市、倉敷市などの公金収納をはじめ、電気・電話・NHK・ガス・水道等の公共料金収納の取扱いをしております。

各種自動受取り

国民年金・厚生年金・県市町村共済年金など各種共済年金のほか、保険金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。

各種自動支払い

電気料・電話料・NHK受信料・ガス代金・水道料・税金・各種保険料などを普通預金(総合口座)・当座預金から自動的にお支払いいたします。

クレジットカード提携

各種クレジット会社などの代金引き落としを行っております。

— 当組合のキャッシュカードのご利用範囲 —

	ご入金	ご出金	お振込		ご入金	ご出金	お振込
信用組合	○	○	○	信託銀行	×	○	×
都市銀行	×	○	○	労働金庫	○	○	×
地方銀行	×	○	○	J A	×	○	×
第二地方銀行	○	○	○	セブン銀行	○	○	×
信用金庫	○	○	○	ゆうちょ銀行	○	○	○

※ご入金については、一部お取扱いのできない曜日・時間帯がございます。

※ A T Mでのお振込は振込機能付のものに限ります。

また、振込手数料とは別に所定の A T M 利用手数料がかかります。

— A T M ご利用時間と利用手数料 —

	曜 日	時 間 帯	金額(税込)
当組合の A T M をご利用の場合	平日	8 : 45 ~ 18 : 00	無料
	土曜・日曜・祝日	お取扱いできません	—
しんくみお得ねっと提携信用組合の A T M をご利用の場合(※ 1)	平日	8 : 45 ~ 18 : 00	無料
		上記以外の時間	216 円
	土曜日	9 : 00 ~ 14 : 00	無料
		上記以外の時間	216 円
日曜・祝日	0 : 00 ~ 24 : 00	216 円	
セブン銀行の A T M をご利用の場合	平日	8 : 45 ~ 18 : 00	無料
		上記以外の時間	108 円
	土曜日	9 : 00 ~ 14 : 00	無料
		上記以外の時間	108 円
日曜・祝日	0 : 00 ~ 24 : 00	108 円	
ゆうちょ銀行の A T M をご利用の場合	平日	8 : 45 ~ 18 : 00	108 円
		上記以外の時間	216 円
	土曜日	9 : 00 ~ 14 : 00	108 円
		上記以外の時間	216 円
日曜・祝日	0 : 00 ~ 24 : 00	216 円	
他提携金融機関の A T M (コンビニエンスストアを含む) をご利用の場合(※ 2)	平日	8 : 45 ~ 18 : 00	108 円
		上記以外の時間	216 円
	土曜・日曜・祝日	0 : 00 ~ 24 : 00	216 円

(※ 1) 出金時にかかる手数料の表示です。入金時にかかる手数料は他提携金融機関の A T M をご利用の場合と同様になります。

(※ 2) 他提携金融機関の A T M をご利用の場合、金融機関によって手数料額が異なることがあります。また、他提携金融機関の店舗及び A T M により、お取扱時間は異なります。

一 平成 27 年度 経営環境・事業概況 一

《金融経済環境》

平成 27 年度のわが国経済は、政府の推し進める経済財政政策により順調に企業収益が推移し、さらにインバウンド需要に関連する業種の好調さもあり、景気は緩やかな回復基調で推移してきました。しかし、年明け以降は、原油価格の急落や中国経済の減速などから金融市場が混乱し、景気は一進一退の状況となり、日本銀行は量的・質的金融緩和を補完するため、マイナス金利政策を導入しました。

一方、地方経済は、少子高齢化の進展、人口減少、人手不足の顕在化等により、一層厳しさを増しており、中小企業・小規模事業者の業況は、人件費の上昇、価格転嫁の遅れなどが足かせとなっているうえに、消費税増税後の個人消費の低迷もあり、依然として厳しい状況が続いています。

《業 績》 () は前期

平成 27 年度の業績につきましては、預金量は 257 億円 (257 億円)、貸出金残高は資金需要の低下や不良債権処理を進めたこと等により 112 億円 (117 億円) となりました。収益状況は有価証券の運用により、業務純益 4 億 59 百万円 (2 億 7 百万円) を計上し、大幅な増加となり、経常収益 9 億 70 百万円 (7 億 70 百万円) となりましたが、融資取引先の業況悪化を受け、多額の貸倒引当金を計上したため、当期純利益△8 億 37 百万円 (2 億 8 百万円) を計上することとなりました。さらに、積立金等を取崩したため、自己資本比率は 9.23% (10.33%) となりました。

出資配当については、前述の通り、多額の貸倒引当金を計上したことにより、当期純損失が発生したため、やむなく無配とさせていただくことと致しました。

《事業の展望および対処すべき課題》

平成 28 年度については、政府の経済政策等の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、堅調な民需に支えられた緩やかな景気回復が期待されます。しかし、中小企業・小規模事業者の業況の先行きが依然として不透明なことや、マイナス金利の浸透による貸出金利競争の更なる激化、市場金利の低下基調の影響など、当組合の経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

当組合では、営業地域における金融ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提供を行い、コンサルティング機能をより一層発揮し、取引先の営業支援に積極的に取り組んでまいります。また、当組合が経営の健全性を維持・確保していくためには、喫緊の課題である貸出金の増強、利ザヤの拡大による安定収益の確保、余裕資金の運用効率の向上と適切なリスク管理等をより一層徹底するとともに、本業による収益を補完するために、渉外活動と連動した役務収益等の適正な収益を確保することもあわせて推進してまいります。

— 主要な経営指標の推移 —

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	682,681	724,793	755,696	770,429	970,933
経常利益	166,941	203,882	149,262	243,358	△712,418
当期純利益	141,943	150,028	112,503	208,136	△837,085
預金積金残高	23,335,648	24,405,723	25,677,507	25,744,975	25,782,622
貸出金残高	13,091,955	13,068,097	12,021,063	11,795,078	11,246,904
有価証券残高	606,792	2,222,300	736,950	5,487,869	5,566,471
総資産額	25,784,554	26,938,212	28,055,304	28,403,785	28,125,013
純資産額	1,128,782	1,375,969	1,408,858	1,743,924	1,391,767
自己資本比率(単体)	7.63%	8.42%	9.08%	10.33%	9.23%
出資総額	680,612	712,084	702,818	743,671	1,049,644
出資総口数	680,612 □	712,084 □	702,818 □	743,671 □	1,049,644 □
出資に対する配当金	14,148	14,283	14,524	14,430	—
職員数	29人	29人	31人	29人	29人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成 18 年金融庁告示第 22 号により算出しております。

— 業務粗利益及び業務粗利益率 —

(単位：千円、%)

科目	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用収益	715,831	780,992
資金調達費用	136,513	120,654
資金運用収支	579,318	660,337
役務取引等収益	6,813	6,542
役務取引等費用	11,311	20,437
役務取引等収支	△4,497	13,895
その他業務収益	524	180,763
その他業務費用	17,131	15,513
その他業務収支	△16,607	165,250
業務粗利益	558,213	811,692
業務粗利益率	2.00%	2.91%

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定計平均残高 × 100

— 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等 —

(単位：百万円、千円、%)

科 目		平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	26 年度	27,813	715,831	2.57	
	27 年度	27,858	780,992	2.80	
	う ち 貸 出 金	26 年度	11,954	499,339	4.20
		27 年度	11,681	478,810	4.10
	(うち金融機関貸付等)	26 年度	100	1,084	1.08
		27 年度	100	1,037	1.03
	う ち 預 け 金	26 年度	12,215	77,919	0.63
		27 年度	8,305	29,049	0.35
	う ち 有 価 証 券	26 年度	3,587	136,372	3.80
		27 年度	7,817	270,932	3.45
資 金 調 達 勘 定	26 年度	26,404	136,513	0.51	
	27 年度	26,309	120,654	0.46	
	う ち 預 金 積 金	26 年度	25,775	134,778	0.52
		27 年度	25,737	119,019	0.46
	う ち 譲 渡 性 預 金	26 年度	—	—	—
		27 年度	—	—	—
	う ち 借 用 金	26 年度	608	1,229	0.20
		27 年度	551	1,118	0.20

— 業務純益 —

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
業 務 純 益	207,484	459,028

(注) 業務純益は、預金、貸出金、有価証券などの利益収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券や外国為替などの売買損益を示す「その他業務利益」の3つを合計した「業務粗利益」と控除項目である「貸倒引当金繰入額」及び「経費」から構成されております。

— 総資金利鞘等 —

(単位：％)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度
資金運用利回 (a)	2.57	2.80
資金調達原価率 (b)	1.84	1.79
総資金利鞘 (a - b)	0.73	1.01

— 受取利息及び支払利息の増減 —

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
受取利息の増減	68,011	65,161
支払利息の増減	△2,486	△15,859

— 役務取引の状況 —

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度
役務取引等収益	6,813	6,542
受入為替手数料	6,372	6,123
その他の受入手数料	440	419
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	11,311	20,437
支払為替手数料	2,185	2,124
その他の支払手数料	9,126	18,313
その他の役務取引等費用	—	—

— その他業務収益の内訳 —

(単位：千円)

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	175,534
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	524	5,229
その他業務収益合計	524	180,763

— 経費の内訳 —

(単位：千円)

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	215,545	215,604
報酬給料手当	179,839	178,508
退職給付費用	13,878	13,208
その他	21,828	23,888
物件費	130,746	132,158
事務費	39,037	41,445
固定資産費	12,193	11,815
事業費	42,958	39,259
人事厚生費	8,424	17,131
固定資産償却	11,063	11,799
預金保険料	17,069	10,705
税金	4,435	4,379
経費合計	350,728	352,142

— 総資産利益率 —

(単位：%)

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
総資産経常利益率	0.85	△2.51
総資産当期純利益率	0.73	△2.94

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 ÷ 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

— 預金種目別平均残高 —

(単位：千円、%)

種 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	2,094,827	8.13	2,178,080	8.46
定 期 性 預 金	23,680,573	91.87	23,559,347	91.54
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	25,775,400	100.00	25,737,428	100.00

— 預金者別預金残高 —

(単位：千円、%)

種 目	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	24,387,068	94.73	24,565,231	95.27
法 人	1,357,906	5.27	1,217,391	4.73
一 般 法 人	1,357,452	5.27	1,216,305	4.71
金 融 機 関	0	0.00	234	0.00
公 金	454	0.00	852	0.00
合 計	25,744,975	100.00	25,782,622	100.00

— 財形貯蓄残高 —

該当ありません

— 職員 1 人当り及び 1 店舗当りの預金及び貸出金残高 —

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度末	平成 27 年度
職 員 1 人 当 り 預 金 残 高	887,757	899,055
職 員 1 人 当 り 貸 出 金 残 高	406,726	387,824
1 店 舗 当 り 預 金 残 高	12,872,487	12,891,311
1 店 舗 当 り 貸 出 金 残 高	5,897,539	5,623,452

— 定期預金種類別残高 —

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度末	平成 27 年度
固 定 金 利 定 期 預 金	23,321,743	23,418,941
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	2,240	2,241
合 計	23,323,984	23,421,183

— 貸出金種類別平均残高 —

(単位：千円、%)

種 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	26,787	0.22	14,316	0.12
手 形 貸 付	1,644,771	13.76	1,791,301	15.34
証 書 貸 付	10,174,541	85.11	9,779,084	83.71
当 座 貸 越	108,866	0.91	97,091	0.83
合 計	11,954,966	100.00	11,681,794	100.00

— 担保種類別貸出金残高 —

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	328,423	2.78	202,351	1.80
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	9,414,658	79.82	8,836,668	78.57
そ の 他	—	—	—	—
小 計	9,743,082	82.60	9,039,019	80.37
信用保証協会・信用保険	165,127	1.40	1,075	0.00
保 証	1,154,132	9.79	1,225,430	10.90
信 用	732,736	6.21	981,379	8.73
合 計	11,795,078	100.00	11,246,904	100.00

— 貸出金金利区別残高 —

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度末	平成 27 年度
固 定 金 利 貸 出	4,464,498	4,358,026
変 動 金 利 貸 出	7,330,580	7,323,768
合 計	11,795,078	11,681,794

一 貸出金業種別残高・構成比 一

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	32,606	0.27	49,633	0.44
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	90,445	0.76	76,661	0.68
電気、ガス、熱供給、水道業	23,728	0.20	15,644	0.13
情 報 通 信 業	8,208	0.06	8,864	0.07
運 輸 業、郵 便 業	29,032	0.24	25,215	0.22
卸 売 業、小 売 業	465,859	3.94	365,400	3.24
金 融 業、保 険 業	114,778	0.97	111,275	0.98
不 動 産 業	3,898,637	33.05	4,145,079	36.85
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	1,895,962	16.07	1,793,007	15.94
飲 食 業	455,562	3.86	238,472	2.12
生活関連サービス業、娯楽業	2,988,344	25.33	2,643,582	23.50
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	581,801	4.93	531,264	4.72
そ の 他 の 産 業	1,200	0.01	2,100	0.01
小 計	10,586,162	89.75	10,006,202	88.96
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,208,905	10.24	1,240,702	11.03
合 計	11,795,078	100.00	11,246,904	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

— 貸出金用途別残高 —

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
運 転 資 金	4,735,464	40.15	5,285,775	47.00
設 備 資 金	7,059,614	59.85	5,961,129	53.00
合 計	11,795,078	100.00	11,246,904	100.00

— 預貸率及び預証率 —

(単位：%)

項 目		平成 26 年度	平成 27 年度
預 貸 率	(末 残)	45.81	43.62
	(期中平残)	46.38	45.38
預 証 率	(末 残)	21.31	21.59
	(期中平残)	13.92	30.37

(注) 1. 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

2. 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

— 消費者ローン・住宅ローン残高 —

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
消 費 者 ロ ー ン	258,937	55.49	260,030	55.24
住 宅 ロ ー ン	207,700	44.51	210,739	44.76
合 計	466,637	100.00	470,770	100.00

— 代理貸付残高の内訳 — 該当ありません

— 商品有価証券種類別平均残高 — 該当ありません

一 有価証券種類別平均残高 一

(単位：千円、%)

区 分	平成 26 年度		平成 27 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	624,185	17.40	1,461,642	18.70
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	374,869	10.45	833,060	10.66
株 式	320	0.01	66,514	0.85
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	2,588,588	72.14	5,455,971	69.79
合 計	3,587,962	100.00	7,817,189	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

一 有価証券種類別残存期間別残高 一

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
		国 債	平成 26 年度	—	—	326,610
	平成 27 年度	—	—	—	1,063,530	—
地 方 債	平成 26 年度	—	—	—	—	—
	平成 27 年度	—	—	—	—	—
短 期 社 債	平成 26 年度	—	—	—	—	—
	平成 27 年度	—	—	—	—	—
社 債	平成 26 年度	—	—	—	427,360	—
	平成 27 年度	—	—	—	—	—
株 式	平成 26 年度	—	—	—	—	320
	平成 27 年度	—	—	—	—	95,702
外 国 証 券	平成 26 年度	—	—	—	—	—
	平成 27 年度	—	—	—	—	—
その他の証券	平成 26 年度	—	886,666	3,106,653	100,000	—
	平成 27 年度	—	—	4,135,459	271,779	—
合 計	平成 26 年度	—	886,666	3,433,263	1,167,620	320
	平成 27 年度	—	—	4,135,459	1,335,309	95,702

一 有価証券の取得価額、時価、貸借対照表価額及び評価損益 一

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	平成 26 年度			平成 27 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	債 権	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	債 権	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	平成 26 年度			平成 27 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	966,870	903,126	63,744	1,063,530	898,661	164,869
	債 権	427,360	400,000	27,360	—	—	—
	その他	2,812,467	2,705,250	107,217	3,102,149	2,499,981	602,168
	小 計	4,206,697	4,008,376	198,321	4,165,679	3,398,642	767,037
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	320	320	—	95,702	95,702	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	その他	1,280,852	1,304,624	△23,772	1,205,089	1,844,441	△639,352
	小 計	1,281,172	1,304,944	△23,772	1,300,791	1,940,143	△639,352
合 計	5,487,869	5,313,320	174,548	5,466,471	5,338,785	127,685	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

一 地域密着型金融の取組み状況 一

地域密着型金融の本質は、金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ることにあります。当組合では、地域密着型金融の本質を踏まえ、地域経済への貢献及び健全性の確保並びに収益の向上が並行して図られるよう、地域密着型金融に関する取組みを引き続き実施します。また、地域密着型金融の恒久的な取組み方針及び地域貢献の状況並びに各種施策の進捗状況については、積極的に開示・公表する予定です。

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

《項目》

経営改善支援 ～事業者向けローン商品の多様化の推進～

《取組み内容》

当組合が地域の事業者から資金調達先の一つとして認知されるために、事業者向けローン商品の多様化を推進していく中で、経営改善支援のための資金を中心とした資金需要により、より柔軟に対応するローン商品を取扱うこととしました。

「不動産担保ローン」は不動産担保と代表者のみの保証により、事業資金すべてに利用できる商品となっています。また、「事業者カードローン」は保証人2名（代表者を含む）のみの担保が不要な商品で、随時利用ができるため、資金繰りの改善等に利用しやすくなっています。

《取組み状況》

平成19年4月より事業者の経営改善支援のための融資商品として「不動産担保ローン」を推進しており、さらに広範囲な資金ニーズに応えるため平成19年8月より「事業者カードローン」の取扱いをしています。今後もより多くの事業者に利用していただくため、より一層の推進を図る必要があります。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

《項目》

担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み ～「事業活性化ローン」の推進～

《取組み内容》

代表者及び事業継承者1名以上の保証のみで担保を不要とする、担保・保証に過度に依存しない特徴を持つ商品として「事業活性化ローン」を新規融資先獲得の中心的な融資商品として推進することとしました。

《取組み状況》

平成17年6月より事業者の経営改善支援のための融資商品として「事業活性化ローン」を推進しており、今後もより多くの事業者に利用していただくため、より一層の推進を図る必要があります。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

《項目》

地域活性化につながる多様なサービスの提供 ～多重債務者向け債務集約ローンの推進～

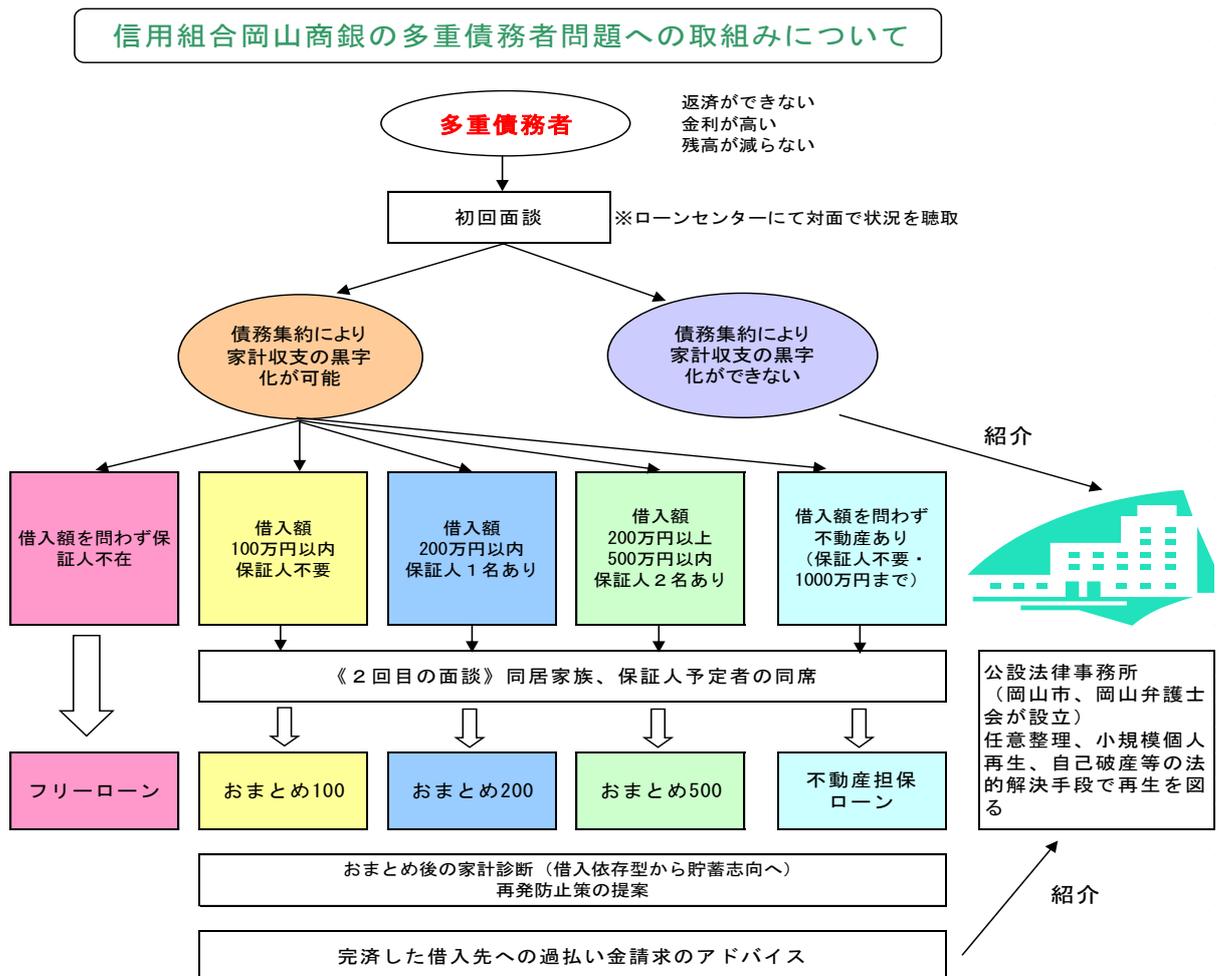
《取組み内容》

当組合が新規に参入できる商品で、かつ、他金融機関の取扱商品と比較して独自性があり、利用者からも要望の多い商品として、債務集約ローンの「おまとめローン」を重点商品として取扱うこととしました。

この「おまとめローン」は多重債務者の生活再建対策として、保証会社ではなく家族の協力（保証）を得て、家族全体で返済に取り組む商品内容となっております。

《取組み状況》

平成 17 年 6 月に「おまとめローン」の取扱いを開始し、平成 18 年 9 月にはおまとめローンセンターを本店に増設して専門スタッフを配置しました。そして、テレビCMや新聞広告、チラシの配布等を積極的に展開し、地域の人々に徐々に浸透するとともに、他金融機関からも認知されるようになりました。多重債務者問題に対する政府等の取組みが進むなか、当組合の「おまとめローン」へのニーズは依然として大きいと見込まれ、より多くの方々に利用していただくため、より一層推進する必要があります。



— 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 —

(1) 取組方針

中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月末をもって期限が到来しましたが、信用組合業界の中央団体である一般社団法人全国信用組合中央協会は、同法の期限到来後も、お客様に安心してお取引を継続していただけるよう業界の対応方針を瞬確に示すべく、中小企業等の金融円滑化への取り組みに関する信用組合業界の申し合わせを行いました。当組合としても、本申し合わせの趣旨に則り、適切に対応していきます。

平成 25 年 2 月 1 日

一般社団法人 全国信用組合中央協会

中小企業金融等の円滑化への取組みについて

わが国の経済を下支えしている信用組合の主たる取引先である中小零細事業者は、現在、懸命に事業の継続や雇用の維持に努めているが、不透明感の増す内外経済のなか受注の激減や個人消費の低迷による売上げ不振に加え競争の激化などにより、厳しい経営環境が続いている。

このような状況の中であって、信用組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、地域・業域・職域の各分野において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてきた。

もとより信用組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するいわゆるコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、法律の期限到来後も、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでいくことに何ら変わりはない。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにあるが、今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めていく必要がある。

以上を踏まえ、私ども信用組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでいくことを申し合わせる。

(2) 地域貢献に関する取組状況

●AEDの設置

平成26年9月にAED（自動体外式除細動器）を当組合の本店と倉敷支店に設置しました。職員全員で説明を受け、実習を行いました。AEDの使用方法を学び、ご来店される方や通行中の方、地域の皆様の緊急時に備えています。



●地域清掃活動

毎年「しんくみの日」に職員全員で地域の清掃活動を行っています。一見綺麗に見えても、道路の脇や植木周辺にゴミが捨ててありました。この清掃活動を通じて、地域の皆さまのマナーに対する意識の向上に繋がればよいと感じました。



●しんくみいきいき献血運動への参加

毎年「しんくみの日週間」に血液センターに赴き、献血への協力を行っています。血液の不足が問題となっているため、地域社会の貢献活動として、今後も継続して献血への協力をしていきます。



●花いっぱい運動

「しんくみの日週間」に「花いっぱい運動」として、来店されたお客様へさまざまな花の種を500セット贈呈し、地域へ色とりどりの花が増え、綺麗な町並みになるよう協力しました。

●車椅子の寄贈

毎年、岡山県・岡山市・倉敷市へ車椅子をそれぞれ10台ずつ寄付しています。地域の公共施設や老人ホーム等で活用して頂いています。

一 法令等遵守体制 一

法令等遵守（コンプライアンス）とは、法令や組合内の規則、社会規範等、一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。当組合では、経営の重要課題として位置づけ、信用組合としての社会的責任と公共的使命を自覚し、行動するよう努めています。常に公正な職務を行い、地域社会からの信頼をゆるぎないものにするため、法令等遵守体制を確立し、コンプライアンス重視の企業風土を職場内に醸成させることに努めております。法令等遵守に関する統括部署としてコンプライアンス統括室を設け、各店舗にコンプライアンス担当者を置き、全役職員に配付した「コンプライアンス・マニュアル」に基づいてコンプライアンスを実践・管理しております。また、金融機関に求められるコンプライアンスは流動的であるため、その内容等について組合全体に周知する必要があります。そのため、毎年「コンプライアンス・マニュアル」を改定するなどの整備拡充を図り、各店舗ではコンプライアンス研修を行うなどコンプライアンスマインドの醸成に努めています。業務を遂行するにあたっては、役職員全員に組合内の規程、権限、事務手続き等を明確化するとともに、職務に応じた外部研修の受講、通信教育の実施及び業務内容に応じた研修会を開催し、職員の知識・倫理の向上に努めております。

＜ 行 動 綱 領 ＞

1. 信用組合の公共的使命
信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. キメ細かい金融サービスの提供
地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. 法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 地域社会とのコミュニケーション
経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 環境問題への取組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 社会貢献活動への取組み
信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 反社会的勢力との対決
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

— 苦情処理措置・紛争解決措置について —

(1) 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情お問合せは、お取引のある営業店または下記の窓口へお申し出ください。

窓 口：【信用組合岡山商銀 顧客保護等統括室】
電話番号：086-241-8181
受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時
※苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス：<http://www.okayamashogin.shinkumi.jp/>

(2) 紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合顧客保護等統括室またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、下記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

窓 口：【しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）】
電話番号：03-3567-2456
受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時
住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1（全国信用組合会館内）

《 弁 護 士 会 》

東京弁護士会 紛争解決センター（電話番号：03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話番号：03-3595-8588）
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話番号：03-3581-2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

一 リスク管理体制 一

金融機関が抱えるリスクが多様化・複雑化している中、お客さまからの信用、信頼を一層高めるためには、さまざまなリスクを的確に認識し、適切にコントロールすることにより、経営の健全性と安全性を確保することが不可欠となっています。このような観点から、当組合では、業務運営上発生するリスクを総合的に捉え、経営体力の範囲内にリスクをコントロールするため、「リスク管理委員会」を設置し、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」による、リスクの統合的な管理に取り組んでいます。具体的には、当組合が保有する自己資本と計測したリスク量とを対比し、経営体力に収まるよう管理するとともに、収益確保に向け、リスクの顕在化を想定した管理に取り組んでいます。統合管理するリスクは、各種リスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」（「事務リスク」、「システムリスク」）に区分し、リスクカテゴリー別に適切な管理に努め、健全性及び収益の確保に向けた統合的な管理を行っています。

（１）信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合では、個々の融資案件については、営業店の審査後、営業推進部門から独立した審査部において客観的な総合審査を行っています。また、案件内容に応じて「審査委員会規程」に基づき審査会で合議するなど適正な審査と相互牽制が働く体制の構築を目指すとともに、貸出資産の健全性確保と安定した収益体制の確立に向け取り組んでいます。また、信用リスクの管理として重要な役割を果たす自己査定においては、自己責任原則に基づく適正な査定を実施するため、営業店等の一次査定後、営業推進部門から独立した自己査定室が厳正な最終査定を実施し、その査定結果に基づき適正な償却・引当を行っています。

（２）市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合での資産運用は主に貸出金並びに預け金に傾注しており、価格変動リスクおよび為替変動リスクの伴う有価証券での運用は極力行っていません。金利リスクにつきましては、主に預金積金、貸出金の金利および期間の不一致により、将来の収益に変動を及ぼすリスクをいいます。当組合は、月次による収益状況の管理・把握・検討をするとともに、安定的な収益体質を構築するための金利設定を行っています。今後預貸金の内部構造分析を更に進め、当組合の特性に合わせた管理体制の構築を進めています。

（３）流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により、資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。当組合は、資金繰りリスクを重要なリスクと位置付け、資金繰り状況の把握と適正な流動性資金の確保に努めています。具体的には、資金の効率的運用を図っていくうえで、適格な資金ポジションを維持するため総務部において、資金運用・調達を集中管理し、リスクの分散化・最小化に努めています。なお、当組合は市場から調達している資金はありません。

(4) オペレーショナル・リスク

【事務リスク】

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合は内部事務規定の見直しを引き続き積極的に進めるとともに、定期的実施する自店検査並びに監査部による臨店検査により、事務処理の厳正化、事務指導の充実に取り組んでいます。また、事務ミス等については、営業店からの報告を業務部が取り纏め、集計・分析したうえで定期的に営業店に還元し事務リスクの軽減を図っています。

【システムリスク】

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合は、信組情報サービス株式会社が運営・管理するS K Cセンターの共同オンラインシステムに加盟しています。S K Cセンターでは、万一の障害時に備えバックアップコンピューターを設置するとともに、オンライン回線の二重化や無停電電源装置を設置しています。また、建物は最新技術による地震対応（耐震構造・各種免震設備）で作られており、システムの安全稼働確保に向け万全の対策を講じています。

一 金融商品に係る勧誘方針 一

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、「金融商品に係る勧誘方針」を策定し、勧誘の適正の確保を図ることとしております。

《金融商品に係る勧誘方針》

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

— 個人情報の保護 —

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下法令等といいます。）を遵守して以下の考え方に基つきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載することにより、公表いたします。

《個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）》

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記 1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記 1. の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

- (1) 法令等に基づき必要と判断される場合
- (2) 公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4. 個人データの委託

当組合は、上記 1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記 1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な

教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、当組合の窓口にお申出ください。

— 反社会的勢力に対する基本方針 —

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済、社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、これを遵守します。

《反社会的勢力に対する基本方針》

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

一 犯罪収益移転防止法への対応 一

麻薬等の不正取引等から得た資金の洗浄、テロリズムに対する資金供与の防止等のため、平成 15 年 1 月 6 日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（本人確認法）が施行されていましたが、平成 20 年 3 月 1 日には「犯罪収益移転防止法」が施行され、平成 25 年 4 月 1 日に「改正犯罪収益移転防止法」が施行されました。ご本人の確認が必要な取引、確認事項が追加されました。また、平成 28 年 10 月 1 日以降、確認が必要な取引や確認方法等が改正されますので、詳しくは、店頭へお問い合わせ下さい。

【確認が必要な取引】

1. 預金口座等の開設
2. 200 万円を超える大口現金取引
3. 10 万円を超える現金送金

※平成 28 年 10 月 1 日以降、大口預金取引や振込において、同時もしくは連続する 2 つ以上の取引が 1 回の取引金額を下げるためのものであると一見して明らかな場合、確認対象となります。

【取引時の確認事項】

確認事項	通常の取引		ハイリスク取引（注 1）
本人特定事項	個人	運転免許証 運転経歴証明書 健康保険証 国民年金手帳 住民基本台帳カード パスポート 在留カード 特別永住者証明書 など	通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認資料
	法人	登記事項証明書 印鑑登録証明書（注 3）	
取引を行う目的	申告		通常の取引と同じ
職業（個人）	申告		通常の取引と同じ
事業内容（法人）	定款、登記事項証明書		
実質的支配者（注 2） の該当の有無	申告		株主名簿、有価証券報告書など
実質的支配者の 本人特定事項	申告		本人確認資料
資産及び収入の状況 （ハイリスク取引で、 200 万円を超える財産の 移転に伴う場合に限る）	—		【個人の場合】 源泉徴収票、確定申告書、預貯金 通帳など 【法人の場合】 貸借対照表、損益計算書など

（注 1）ハイリスク取引とは、なりすましが疑われる取引等、マネー・ローンダリングのリスクが高い一定の取引

（注 2）実質的支配者とは、25%を超える議決権を有する者等。平成 28 年 10 月 1 日以降、直接または間接に 25%超の議決権を有する者や融資等により実質的に当該法人を支配する者など定義が拡大されます。

（注 3）平成 28 年 10 月 1 日以降、法人の取引において、当該法人の代表権を有する方が取引を行う場合、法人の確認および本人の本人確認のみで取引を行うことができますが、それ以外の方が取引を行う場合、委任状等、法人から代理権を付与させていることが確認できる書類および取引を行う方の本人確認書類の提示が必要となります。

一 預金者保護法 一

偽造・盗難キャッシュカードを使った被害が急増し、社会問題化する背景のもと、平成 18 年 2 月 10 日より、偽造・盗難キャッシュカードを使った現金自動預払機（ATM）での預金引き出し被害の補償を金融機関に義務付ける「預貯金者保護法」（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）が施行されました。預貯金者保護法の対象となるのは、銀行や信用金庫、信用組合、農協、漁協、郵便局、労働金庫など、ほぼすべての金融機関の預金（農協、漁協、郵便局は貯金）です。被害に遭われた場合は、警察と金融機関への被害届け出が必要で、原則として届出から 30 日前までの ATM での引き出し被害が補償対象となります。

【預貯金者保護法での補償】

お客様の過失の程度	補償の対象となる被害		
	カードの偽造	カードの盗難	預金通帳の盗難
お客様に重大な過失がある場合	補償なし	補償なし	補償なし
お客様に過失がある場合	全額補償	75%補償	75%補償
お客様に過失がない場合	全額補償	全額補償	全額補償

●お客様の重大な過失となりうる場合の典型的な例

- ①本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- ②本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- ③本人がキャッシュカードを他人へ渡した場合
- ④その他本人に上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合

●お客様の過失となりうる場合

（1）次の①、②に該当する場合

- ①当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号への変更を個別的、具体的、複数回にわたる働きかけがあったにもかかわらず、類推されやすい暗証番号にしていた場合かつ、類推させる書類とともに携行・保管していた場合
- ②暗証番号を容易に第三者が認知できるようなかたちでメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

（2）①、②のいずれかに該当し、かつ③、④のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

- ①当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号への変更を個別的、具体的、複数回にわたる働きかけがあったにもかかわらず、類推されやすい暗証番号にしていた場合かつ、類推させる書類とともに携行・保管していた場合
- ②ロッカーや携帯電話など、当組合の取引以外で使用する暗証番号を使用していた場合
- ③キャッシュカードを入れた財布を自動車内など他人の目に付きやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態にしておいた場合
- ④酔い等により、通常注意義務違反を果せなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

（3）その他、（1）、（2）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

— 貸借対照表 —

(単位：千円)

資 産 の 部	平成 26 年度	平成 27 年度	負債及び純資産の部	平成 26 年度	平成 27 年度
現 金	483, 771	510, 352	預 金 積 金	25, 744, 975	25, 782, 622
預 け 金	10, 515, 734	11, 793, 357	当 座 預 金	103, 909	90, 209
有 価 証 券	5, 487, 869	5, 566, 471	普 通 預 金	1, 978, 906	1, 916, 460
国 債	966, 870	1, 063, 530	定 期 預 金	23, 323, 984	23, 421, 183
社 債	427, 360	—	定 期 積 金	327, 279	345, 345
株 式	320	95, 702	そ の 他 の 預 金	10, 896	9, 425
その他の証券	4, 093, 319	4, 407, 239	借 用 金	540, 911	476, 423
貸 出 金	11, 795, 078	11, 246, 904	借 入 金	540, 911	476, 423
割 引 手 形	2, 000	2, 000	そ の 他 負 債	218, 077	312, 429
手 形 貸 付	1, 773, 035	1, 701, 696	未 決 済 為 替 借	3, 454	2, 627
証 書 貸 付	9, 916, 244	9, 446, 381	未 払 費 用	107, 782	104, 690
当 座 貸 越	103, 799	96, 827	給 付 補 填 備 金	121	249
そ の 他 資 産	114, 228	121, 327	未 払 法 人 税 等	13, 097	87, 417
未 決 済 為 替 貸	1, 441	1, 493	前 受 収 益	33, 372	30, 899
全 信 組 連 出 資 金	55, 000	55, 000	払 戻 未 済 金	5, 884	39, 661
前 払 費 用	951	1, 243	職 員 預 り 金	20, 275	14, 994
未 収 収 益	51, 894	19, 044	そ の 他 の 負 債	34, 090	31, 889
その他の資産	4, 941	44, 545	賞 与 引 当 金	9, 136	9, 670
有 形 固 定 資 産	376, 849	372, 020	退 職 給 付 引 当 金	51, 579	46, 862
建 物	89, 909	88, 020	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	41, 000	45, 300
土 地	254, 713	254, 713	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	878	10
その他の有形固定資産	32, 226	29, 286	繰 延 税 金 負 債	53, 302	59, 926
無 形 固 定 資 産	1, 753	2, 051	負 債 の 部 合 計	26, 659, 861	26, 733, 245
ソフトウェア	684	981	出 資 金	743, 671	1, 049, 644
その他の無形固定資産	1, 069	1, 069	普 通 出 資 金	743, 671	899, 644
繰 延 税 金 資 産	—	—	優 先 出 資 金	—	150, 000
貸 倒 引 当 金	△371, 500	△1, 487, 471	資 本 剰 余 金	—	150, 000
(うち個別貸倒引当金)	(△307, 703)	(△1, 423, 152)	資 本 準 備 金	—	150, 000
			利 益 剰 余 金	875, 881	24, 365
			利 益 準 備 金	338, 000	372, 000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	537, 881	△347, 634
			特 別 積 立 金	200, 000	—
			当 期 未 処 分 剰 余 金	337, 881	△347, 634
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	124, 371	167, 757
			純 資 産 の 部 合 計	1, 743, 924	1, 391, 767
資 産 の 部 合 計	28, 403, 785	28, 125, 013	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	28, 403, 785	28, 125, 013

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34 年～39 年	その他	2 年～20 年
-----	-----------	-----	----------

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
（1）制度全体の積立状況に関する事項（平成 27 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	384,802 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	327,959 百万円
差引額	13,315 百万円

（2）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）0.129%
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 18 百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 300 百万円
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は 93 百万円、延滞債権額は 1,672 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額は 10 百万円であります。
なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 566 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2,342 百万円であります。
なお、13. から 16. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、2 百万円であります。
18. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	569 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	476 百万円

上記のほか、公金取扱い、手形交換、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 700 百万円を担保として提供しております。
19. 出資一口当たりの純資産額は 1,547 円 01 銭であります。
20. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、その他保有目的及び事業関連目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸付事務及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスク管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

総務部で保有している株式の多くは、事業関連目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.1. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	11,793	11,826	33
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
其他有価証券	5,566	5,566	—
(3) 貸出金	11,246		
貸倒引当金	△1,487		
	9,756	10,033	274
金融資産計	27,118	27,425	307
(1) 預金積金	25,782	26,017	235
(2) 借入金	476	476	—
金融負債計	26,258	26,493	235

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格により算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注意事項については22.～26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の当座貸越は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値

又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表 計 上 額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式 (*1) (*2)	95
組合出資金	155
合計	250

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式の減損処理は行っていません。

(*3) 出資金等のうち、組合財産が非上場株式等など、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

2.2. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券で時価のあるもの。

(単位：百万円)

	取得原価	貸借対照 表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
株 式	—	—	—	—	—
債 券	898	1,063	164	164	—
国 債	898	1,063	164	164	—
社 債	—	—	—	—	—
そ の 他	4,244	4,307	62	105	42
合 計	5,142	5,370	227	269	42

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」、「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落した有価証券はありません。

2.3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の有価証券は、ありません。

2.4. 当事業年度中に売却したその他保有目的の有価証券は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却原価	売却額	売却損益
国 債	901	963	61
社 債	1,000	1,113	113
その他	2,454	2,597	143

2.5. 保有目的を変更した有価証券はありません。

2.6. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	百万円 —	百万円 —	百万円 —	百万円 900
国 債	—	—	—	900
社 債	—	—	—	—
そ の 他	—	—	2,932	250
合 計	—	—	3,232	1,150

— 損益計算書 —

(単位：千円)

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
経 常 収 益	770,429	970,933
資金運用収益	715,831	780,992
貸出金利息	499,339	478,810
預け金利息	77,919	29,049
有価証券利息配当金	136,372	270,932
その他の受入利息	2,200	2,200
役務取引等収益	6,813	6,542
受入為替手数料	6,372	6,123
その他の役務収益	440	419
その他業務収益	524	180,763
国債等債権売却益	—	175,534
その他の業務収益	524	5,229
その他経常収益	47,259	2,635
貸倒引当金戻入益	45,538	—
その他の経常収益	1,720	2,635
経 常 費 用	527,070	1,683,351
資金調達費用	136,513	120,654
預金利息	134,658	118,793
給付補填備金繰入額	119	225
借用金利息	1,229	1,118
その他の支払利息	506	515
役務取引等費用	11,311	20,437
支払為替手数料	2,185	2,124
その他の役務費用	9,126	18,313
その他業務費用	17,131	16,035
国債等債券償還損	17,131	15,513
経 費	350,728	352,142
人 件 費	215,545	215,604
物 件 費	130,746	132,158
税 金	4,435	4,379
その他経常費用	11,385	1,174,081
貸倒引当金繰入額	—	1,151,746
貸出金償却	131	39
その他の経常費用	11,254	22,295
経 常 利 益	243,358	△712,418
特 別 利 益	—	—

科 目	平成 26 年度	平成 27 年度
特 別 損 失	—	136
固定資産処分損	—	136
税引前当期純利益	243,358	△712,554
法人税・住民税及び事業税	35,222	124,530
法人税等合計	35,222	124,530
当期純利益	208,136	△837,085
繰越金（当期首残高）	129,745	189,450
当期末処分剰余金	337,881	△347,634

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当りの当期純損失 1,075円61銭

— 剰余金処分計算書(平成 26 年度) — (単位：千円)

科 目	平成 26 年度
当期末処分剰余金	337,881
利益準備金	34,000
出資に対する配当金	14,430 (年2%)
経営基盤強化積立金	100,000
計	148,430
繰越金（当期末残高）	189,450

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

— 損失処理計算書(平成 27 年度) — (単位：千円)

科 目	平成 27 年度
当期末処理損失	347,634
利益準備金取崩額	347,634
計	347,634
繰越金（当期末残高）	0

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

— 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性 —

私は当組合の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 54 期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成 28 年 6 月 24 日
 信用組合岡山商銀
 理事長 山本 龍雄

一 資産の自己査定について

当組合では、資産の実態を正確に把握するため、貸出金等の資産については、債務者の経営状態による区分と回収の危険性や資産価値の毀損の状況による区分を行い、安全性・確実性を判定する自己査定を実施しております。自己査定における債務者区分の定義は次のとおりです。

- ①正 常 先=業績が良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
- ②要 注 意 先=今後の管理に注意を要する債務者
- ③破綻懸念先=今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ④実質破綻先=法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ⑤破 綻 先=法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

一 リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権額	平成 26 年度	108	23	84	100.00
	平成 27 年度	93	21	72	100.00
延滞債権額	平成 26 年度	555	317	222	97.40
	平成 27 年度	1,672	308	1,350	99.21
3か月以上延滞債権額	平成 26 年度	7	1	0	17.44
	平成 27 年度	10	5	0	57.11
貸出条件緩和債権額	平成 26 年度	1,833	296	24	17.47
	平成 27 年度	566	295	18	55.48
合 計	平成 26 年度	2,504	638	332	38.75
	平成 27 年度	2,342	630	1,422	88.48

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記 1. 及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記 1. 及び 2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記 1. ～ 3. を除く）です。
5. 「担保・保証額 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率 (B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

一 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 一

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成26年度	513	274	238	513	100.00	100.00
	平成27年度	452	252	200	452	100.00	100.00
危険債権	平成26年度	150	66	69	135	90.40	82.78
	平成27年度	1,313	76	1,222	1,229	98.93	98.86
要管理債権	平成26年度	1,841	297	24	321	17.48	1.58
	平成27年度	577	308	19	327	56.74	7.18
不良債権計	平成26年度	2,504	638	332	970	38.76	17.80
	平成27年度	2,343	637	1,442	2,079	88.74	84.54
正常債権	平成26年度	9,297					
	平成27年度	8,911					
合計(総与信)	平成26年度	11,801					
	平成27年度	11,254					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

一 自己資本の充実の状況【定性的な開示事項】について 一

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客さまによる(普通)出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、地域のお客さまによる(普通)出資金及び内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項（標準的手法）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化や倒産などにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しております。

そして、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤役員会で経営陣に対して報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産の自己査定規程」、「不動産担保評価基準」及び「償却・引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しております。
なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行なっておりません。

- ①株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ②株式会社日本格付研究所（J C R）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody, S）
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これらはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、組合が定める事務規程により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、組合が定める事務規程により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散するよう努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引は行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス、人、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスクと定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常勤役員会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は「基礎的手法」を採用しております。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価等によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況を、定期的に常勤役員会やリスク管理委員会へ報告しています。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対して影響を及ぼす恐れのあるリスクを指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、定期的にリスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて常勤役員会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計 測 手 法	ラダー方式	
コ ア 預 金	対 象	流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)
	算 定 方 法	次の3つのうち最小の額を上限としています
		①過去5年の最低残高
		②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
③現残高の50%相当額		
満 期	5年以内(平均2.5年)	
金利感応資産・負債	預金、貸金、有価証券、預け金、 その他の金利・期間を有する資産・負債	
金利ショック幅	99%タイル値又は1%タイル値	
リスク計測の頻度	四半期毎(6月末、9月末、12月末、3月末基準)	

一 自己資本の充実の状況【定量的な開示事項】について 一

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度	経過措置による 不算入額	平成 27 年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,605,121		1,224,009	
うち、出資金及び資本剰余金の額	743,671		1,199,644	
うち、利益剰余金の額	875,881		24,365	
うち、外部流出予定額(△)	14,430		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63,797		64,319	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63,797		64,319	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,668,918		1,288,328	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	255	1,020	600	900
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	255	1,020	600	900
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	98,368	393,474	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—

特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	98,623		600	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,570,294		1,287,728	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	14,194,717		12,856,042	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	394,494		900	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	1,020		900	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	393,474		6,687	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	994,551		1,084,253	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	15,189,268		13,940,296	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(二))	10.33%		9.23%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に係る算出に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	14,194	567	12,856	514
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	13,788	551	12,572	513
(i) ソブリン向け	42	1	—	—
(ii) 金融機関向け	2,548	101	2,559	102
(iii) 法人等向け	5,820	232	4,487	179
(iv) 中小企業等・個人向け	337	13	271	10
(v) 抵当権付住宅ローン	26	1	45	1
(vi) 不動産取得等事業向け	3,826	153	3,794	151
(vii) 三月以上延滞等	198	7	175	7
(viii) 出資等	166	6	100	4
出資等のエクスポージャー	166	6	100	4
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 上記以外	820	32	1,139	45
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	55	2	55	2
特定項目の内調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1	0	1	0
上記以外のエクスポージャー	765	30	1,082	43
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	266	10
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	394	15	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	6	0	9	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	994	39	1,084	43
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	15,189	607	13,940	557

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×４％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、その他の資産、有形・無形固定資産、繰延税金資産などが含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

各種ローンのお申し込み

岡山しようぎんの



いざという時の安心をサポート。

教育ローン(極度型)チャンス

- ご返済は卒業後からでもOK!!
- 保証人・担保原則不要
- 入学予定月の9ヶ月前から申込OK!!
- 完済時76歳未満の方

ご融資利率 年利 3.8% <small>(保証料あり)</small>	ご融資極度額 最高 500万円 まで
---	------------------------------

リフォームローン

- 住宅購入関連資金やリフォーム資金に!
- 保証人原則不要 ●担保不要
- 最高500万円までご融資
- 完済時76歳未満の方

ご融資利率 年利 3.3%~4.1% <small>(保証料あり)</small>	ご融資極度額 最高 500万円 まで
--	------------------------------

カードローン・アラカルト

- 保証人・担保不要
- 最高300万円までご融資
- セブンイレブンATMからのお引き出し可能
- 申し込み時65歳以下の方

ご融資利率 年利 6.0%~13.0% <small>(保証料あり)</small>	ご融資極度額 最高 300万円 まで
---	------------------------------

カードローン・ステップ

- 主婦・パート・アルバイトの方もOK!(30万円以下)
- セブンイレブンATMからのお引き出し可能
- 極度額10万円なら、毎月2千円の返済でOK!
- 申し込み時65歳以下の方

ご融資利率 年利 11.5% <small>(保証料あり)</small>	ご融資極度額 最高 50万円 まで
--	-----------------------------

フリーローン・チョイス

1stレート 年利 3.5%	2ndレート 年利 5.0%	3rdレート 年利 7.0%	4thレート 年利 10.0%	5thレート 年利 14.0%
--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------

●保証人・担保原則不要 ●主婦・パート・アルバイトの方もOK!(30万円以下)
●最高1,000万円までご融資 ●完済時76歳未満の方

インターネットで
らくらくお申し込み!

岡山商銀

お申込み方法

インターネット受付

http://www.okikamathopn@inkumi.jp/

PC

FAX受付

FAX: 086-241-8124 (24時間受付)

窓口受付

最寄りの窓口でお申し込み下さい。

店舗情報は裏面をご覧下さい。

0120-620-824 本店 0120-748-884 倉敷支店

信用組合岡山商銀

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期 末残高 (オフ・バランス取引)		3か月以上延滞 エクスポージャー												
		26年度	27年度	26年度	27年度											
製	造	業	32	49	8	7										
農	業	、	林	業	—	—										
漁	業		—	—	—	—										
鉱	業	、	採	石	業	、	砂	利	採	取	業	—	—			
建	設	業	90	76	3	—										
電	気	、	ガ	ス	、	熱	供	給	、	水	道	業	23	15	—	—
情	報	通	信	業	8	8	—	—								
運	輸	業	、	郵	便	業	29	25	—	—						
卸	売	業	、	小	売	業	465	365	1	—						
金	融	業	、	保	険	業	114	111	14	10						
不	動	産	業	3,898	4,145	91	86									
物	品	賃	貸	業	—	—	—	—								
学	術	研	究	、	専	門	・	技	術	サ	ー	ビ	ス	業	—	—
宿	泊	業	1,895	1,793	21	20										
飲	食	業	455	238	8	8										
生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	、	娯	楽	業	2,988	2,643	11	—
教	育	、	学	習	支	援	業	—	—	—	—					
医	療	、	福	祉	—	—	—	—								
そ	の	他	の	サ	ー	ビ	ス	581	531	16	—					
そ	の	他	の	産	業	1	2	—	—							
国	・	地	方	公	共	団	体	等	—	—	—	—				
個	人	1,208	1,240	7	3											
そ	の	他	16,672	16,942	—	—										
業	種	別	合	計	28,467	28,189	185	137								
	1	年	以	下	6,934	3,161										
	1	年	超	3	年	以	下	3,522	3,715							
	3	年	超	5	年	以	下	1,460	1,743							
	5	年	超	7	年	以	下	549	662							
	7	年	超	10	年	以	下	5,429	5,414							
	10	年	超				7,908	6,379								
期	間	の	定	め	の	な	い	も	の	1,995	7,513					
そ	の	他	669	△416												
残	存	期	間	別	合	計	28,467	28,189								

(注) 1. 「オフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託

等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、有形固定資産等が含まれます。

3. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

項 目		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	平成 26 年度	58	63	58	63
	平成 27 年度	63	64	63	64
個別貸倒引当金	平成 26 年度	442	307	442	307
	平成 27 年度	307	1,423	307	1,423
合 計	平成 26 年度	500	371	500	371
	平成 27 年度	371	1,487	370	1,487

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		26 年度	27 年度
	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度		
製 造 業	17	18	0	0	-	-	18	18	-	-
建 設 業	13	5	-	0	7	-	5	5	-	-
運輸業、郵便業	0	-	-	1	0	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	3	15	12	-	-	13	15	2	0	-
不 動 産 業	54	47	-	57	6	-	47	104	-	-
宿 泊 業	67	68	0	0	-	-	68	69	-	-
飲 食 業	19	11	-	-	8	8	11	3	0	-
生活関連サービス業、娯楽業	53	58	4	1,068	-	-	58	1,126	-	-
その他のサービス	198	66	-	-	132	16	66	49	0	0
個 人	13	15	2	26	-	-	15	42	0	0
合 計	442	307	20	1,116	155	384	307	1,424	0	-

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 26 年度		平成 27 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	4,135	487	5,062	514
10%	427	—	—	—
20%	266	9,556	42	11,501
35%	—	75	—	130
50%	—	1,079	—	358
75%	—	458	—	372
100%	558	11,315	266	9,848
150%	—	106	—	91
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,387	23,080	5,370	22,818

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	361	228	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

……該当ありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項……該当ありません

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

……出資等エクスポージャーに該当する売買目的及び満期保有目的の有価証券はありません

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
金利リスクに関して内部管理上使用した 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	129	69

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、ALMシステムを用いて、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、リスクの高い新商品等の導入による影響などを、担当部署で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っています。

- デリバティブ取引の状況 — 該当ありません
- オフ・バランス取引の状況 — 該当ありません
- 先物取引の時価情報 — 該当ありません
- オプション取引の時価情報 — 該当ありません

— 貸倒引当金の内訳 —

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度末		平成 27 年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	63,797	5,496	64,319	522
個別貸倒引当金	307,703	△134,905	1,423,152	1,115,449
貸倒引当金合計	371,500	△129,409	1,487,471	1,115,971

— 貸出金償却額 —

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度末	平成 27 年度末
貸出金償却額	131	39

— 法定監査の状況 —

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

— 内国為替取扱実績 —

(単位：件、百万円)

区 分		平成 26 年度		平成 27 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	8,923	10,742	8,625	8,113
	他の金融機関から	4,256	5,575	4,201	5,613
代金取立	他の金融機関向け	105	59	109	107
	他の金融機関から	18	11	5	2

- 外国為替取扱実績 — 該当ありません
- 公共債窓販実績 — 該当ありません
- 公共債引受額 — 該当ありません
- 継続企業の前提の疑義 — 該当ありません

— 手数料一覧 —

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

振込手数料			金額
窓	当組合 同一店宛	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	当組合 本支店宛	3万円未満	216円
		3万円以上	432円
□	他行宛	電信扱 3万円未満	540円
		3万円以上	756円
	文書扱	3万円未満	540円
		3万円以上	756円
A T M	当組合 同一店宛	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	当組合 本支店宛	3万円未満	108円
		3万円以上	216円
他行宛	3万円未満	216円	
	3万円以上	432円	

※ATMでの振込は、当組合及び提携金融機関のキャッシュカードを使用するのみ利用できます。この場合、上記振込手数料のほか、時間帯・カードの種類によって別途ATM利用手数料が必要となります。

ATM利用手数料	金額
当組合カード	無料
信組提携カード	108円(※1)
他行カード	108円
郵貯カード	108円

※1 信組提携カードによる出金は無料です。

両替手数料	金額
1～100枚	無料
101～300枚	108円
301～500枚	216円
501～1,000枚	540円
1,001枚以降 1,000枚ごとに	1,080円に 216円を加算

※両替前、両替後のいずれか多い枚数です。

※現金支払にかかる金種指定分も含みます。

※1回に複数回ご利用される場合は、それらの合計枚数で手数料を頂きます。(複数伝票の場合、合計枚数)

※汚損した現金の交換・記念貨幣の交換・同一金種の新券への両替は無料とします。

取立手数料		金額
岡山手形交換所内	当組合 同一店宛	無料
	当組合 本支店宛	216円
	他行宛	216円
岡山手形交換所外	普通扱	648円
	至急扱	864円

※送金手数料(送金小切手)は、取立手数料と同一金額です。

その他の為替手数料		金額
振込組戻料	1通につき	648円
送金組戻料	1通につき	648円
取立手形組戻料	1通につき	648円
取立手形店頭呈示料	1通につき	648円
不渡手形返却料	1通につき	648円

手形関係手数料		金額
小切手	1冊(50枚)	864円
約束手形・為替手形	1冊(25枚)	540円
マル専手形	1通につき	270円
自己宛小切手	1通につき	540円

再発行手数料		金額
通帳・証書	1冊につき	1,080円
キャッシュカード	1枚につき	1,080円
ローンカード	1枚につき	1,080円

証明書発行手数料		金額
残高証明書	1通につき	216円
融資証明書	1通につき	540円
その他証明書	1通につき	216円

索引

◇印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、
◆印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

開示項目一覧		ページ
	ごあいさつ	1
【概況・組織】		
	1 事業方針	2
	2 当組合のあゆみ（沿革）	2
	3 当組合の概要	2
◇	4 店舗一覧	2
◇	5 事業の組織	3
◇	6 役員一覧	3
	7 平成 26 年度の理事会・総代会の状況	4
	8 役職員の状況	4
	9 組合員の推移	4
	10 出資金の推移	4
	11 当組合の子会社	4
◆	12 総代会制度について	5～7
◆	13 役員等の報酬体系	7～8
【主要事業内容】		
◇	14 主要な事業の内容	9
	15 ご預金のご案内	10
	16 ご融資のご案内	11
	17 各種サービス	12
	18 当組合のキャッシュカードのご利用範囲	13
	19 ATMご利用時間と利用手数料	13
【業務に関する事項】		
◇	20 平成 26 年度 経営環境・事業概況	14
◇	21 経常収益	15
	22 業務純益	16
◇	23 経常利益	15
◇	24 当期純利益	15
◇	25 預金積金残高	15
◇	26 貸出金残高	15
◇	27 有価証券残高	15
◇	28 総資産額	15
◇	29 純資産額	15
◇	30 単体自己資本比率	15
◇	31 出資総額	15
◇	32 出資総口数	15

開示項目一覧		ページ
◇	3 3 出資配当金	15
◇	3 4 職員数	15
【主要業務に関する指標】		
◇	3 5 業務粗利益及び業務粗利益率	15
◇	3 6 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	15
◇	3 7 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	16
◇	3 8 総資金利鞘等	17
◇	3 9 受取利息及び支払利息の増減	17
	4 0 役務取引の状況	17
	4 1 その他業務収益の内訳	18
	4 2 経費の内訳	18
◇	4 3 総資産経常利益率	18
◇	4 4 総資産当期純利益率	18
【預金に関する指標】		
◇	4 5 預金種目別平均残高	19
	4 6 預金者別預金残高	19
	4 7 財形貯蓄残高	19
	4 8 職員1人当り預金残高	19
	4 9 1店舗当り預金残高	19
◇	5 0 定期預金種類別残高	20
【貸出金等に関する指標】		
◇	5 1 貸出金種類別平均残高	20
◇	5 2 担保種類別貸出金残高	20
◇	5 3 貸出金金利区分別残高	21
◇	5 4 貸出金使途別残高	22
◇	5 5 貸出金業種別残高・構成比	21
◇	5 6 預貸率（期末・期中平均）	22
	5 7 消費者ローン・住宅ローン残高	22
	5 8 代理貸付残高の内訳	22
	5 9 職員1人当り貸出金残高	19
	6 0 1店舗当り貸出金残高	19
【有価証券に関する指標】		
◇	6 1 商品有価証券の種類別平均残高	22
◇	6 2 有価証券の種類別平均残高	23
◇	6 3 有価証券種類別残存期間別残高	23
◇	6 4 預証率（期末・期中平均）	22
◇	6 5 有価証券、金銭の信託等の評価	24
【地域貢献に関する事項】		
◆	6 6 地域密着型金融の取組み状況	25～26

開示項目一覧		ページ
67	中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況	27～28
【経営管理体制に関する事項】		
◇	68 法令等遵守体制	29
◇	69 苦情処理措置・紛争解決措置	30
◇	70 リスク管理体制 資料編	31～32
	71 金融商品に係る勧誘方針	32
	72 個人情報の保護	33～34
	73 反社会的勢力に対する基本方針	34
	74 犯罪収益移転防止法への対応	35
	75 預貯金者保護法	36
【財産の状況】		
◇	76 貸借対照表	37～40
◇	77 損益計算書	41～42
◇	78 剰余金処分計算書	42
	79 資産の自己査定について	43
◇	80 リスク管理債権及び同債権に対する保全額 (1)破綻先債権 (3)3カ月以上延滞債権 (2)延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	43
◇	81 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	44
◇	82 自己資本充実状況 (自己資本比率明細)	45～53
	83 デリバティブ取引の状況	54
	84 オフ・バランス取引の状況	54
	85 先物取引の時価情報	54
	86 オプション取引の時価情報	54
◇	87 貸倒引当金 (期末残高・期中増減額)	54
◇	88 貸出金償却の額	54
◆	89 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	42
◇	90 会計監査人による監査	54
【その他の業務】		
	91 内国為替取扱実績	54
	92 外国為替取扱実績	54
	93 公共債窓販実績	54
	94 公共債引受額	54
◇	95 継続企業の前提の疑義	54
	96 手数料一覧	55

信用組合岡山商銀

〒700-0971 岡山市北区野田二丁目7番9号

TEL:086-241-8181 FAX:086-241-8198

URL : <http://www.okayamashogin.shinkumi.jp/>